

〔B〕労働運動・社会主義運動

社会問題	〔女工（繊維産業の女子労働者→零細農家の若い女性が多い）〕 雨宮製糸スト（1886）（甲府の雨宮製糸工場で起こった日本最初のストライキ） 天満紡績スト（1894）（大阪の天満紡績工場で起こった紡績業最初のストライキ） 高島炭鉱問題（1888） 三宅雪嶺の政教社が刊行 三菱が経営する高島炭鉱の鉱夫虐待事件を雑誌『日本人』が取り上げ問題化 ★納屋制度（飯場制度）の下での過酷な労働条件・鉱夫虐待事件を取り上げる 足尾銅毒事件（1901）（古河市兵衛経営の栃木県足尾銅山の鉱毒が渡良瀬川流域に流出） ★川俣事件（1900年に被害農民が陳情のために上京しようとするが官憲に弾圧された事件） →田中正造（憲政本党に所属する衆議院議員）が明治天皇に直訴（直訴文を書いたのは幸徳秋水）→but 最終的に谷中村は遊水地となる	〔労働者の実態調査〕 1884年 前田正名『興業意見』 1899年 横山源之助『日本之下層社会』 1903年 農商務省『職工事情』 政府が労働者の実態を調査した報告書 1925年 細井和喜蔵『女工哀史』 1968年 山本茂実『あゝ野麦峠』								
	労働運動・社会主義運動	政府の動き								
労働運動	1897年 職工義友会（労働組合の結成呼びかけを目的とした組織） ↓ 結成＝高野房太郎（アメリカで労働運動を学んで帰国） 1897年 労働組合期成会（労働組合の結成を指導する組織） ↓ 結成＝高野房太郎・片山潜（機関誌『労働世界』を編集） ↓ 〔労働組合（労働組合期成会の指導により結成）〕 →鉄工組合・活版工組合・日本鉄道矯正会	1899年 農会法（農業の発展・改良を図る農会に補助金を交付） 1900年 産業組合法（農業などの協同（産業）組合の設立を認可） ★第二次世界大戦後、農業協同組合に改編 1900年 治安警察法（山県有朋②内閣） 労働運動・社会主義運動を抑制するための法令 ①未成年者・女子などの政治活動を禁止（第5条） ②労働者の団結権・争議権を実質的に禁止（第17条） →労働組合の結成・ストライキを禁止								
社会主義運動	1898年 社会主義研究会（社会主義の研究と普及を目的とした組織） ↓ 社会主義者でなくとも、関心を持っていればよい 1900年 社会主義協会（社会主義の実践を目的とした組織） ↓ 本格的に社会主義の実現をめざす									
伊藤博文④	1901年 社会民主党（最初の社会主義政党→治安警察法により即日禁止） 結成＝安部磯雄・幸徳秋水・片山潜 木下尚江・河上清・西川光二郎 ★中村太八郎と松本で普通選挙期成同盟会を結成（1897） ＋日露戦争に反対して小説『火の柱』を著す	図解NOTE〔社会主義〕 ＜社会民主主義＞ 議会の過半数を社会主義者で占めて民主的に実現 <table><tr><th>議会</th><th>政府</th></tr><tr><td>社会主義政党</td><td>共産党のみ</td></tr></table> ↑投票 社会主義者but選挙権なし ＜共産主義＞ 革命で資本主義政府を倒し、共産党一党独裁 <table><tr><th>議会</th><th>政府</th></tr><tr><td>共産党のみ</td><td>共産党政府</td></tr></table> ↑革命 共産主義者	議会	政府	社会主義政党	共産党のみ	議会	政府	共産党のみ	共産党政府
議会	政府									
社会主義政党	共産党のみ									
議会	政府									
共産党のみ	共産党政府									
桂太郎①	1903年 平民社（幸徳秋水・堺利彦が結成した社会主義の結社） 黒岩涙香が創刊した『万朝報』が主戦論に転じたため退社 →『平民新聞』を発行し、社会主義の紹介や日露反戦論を展開									
西園寺公望①	1906年 日本社会党（最初の合法的社会主義政党） 結成＝幸徳秋水・堺利彦・片山潜 ↓ 〔党内対立〕 議会政策派（片山潜・田添鉄二） VS 直接行動派（幸徳秋水） →解散命令（直接行動派が優勢になったため） 穏健派（議会中心運動を主張） 過激派（ゼネストなどを主張） （社会民主主義系） （共産主義系） 1908年 赤旗事件（直接行動派が赤旗を振り回し警官隊と衝突） →西園寺公望①内閣総辞職 党内対立時に入獄中だった山口義三の出獄歓迎会後に起きる	→西園寺公望①内閣は黙認								
桂太郎②	1910年 大逆事件（明治天皇爆殺を計画した容疑で逮捕・処刑） →幸徳秋水・菅野スガラ 12名死刑 ★石川啄木は『時代閉塞の現状』で時代の行き詰まりを論評 →以後、社会主義運動は停滞＝「冬の時代」	1911年 特別高等警察（警視庁内に設置） 社会主義などの思想犯・政治犯を取り締まる警察 1911年 工場法（『職工事情』に基づき制定された労働者保護法） ①12歳未満の就労を禁止 ②15歳未満・女子の深夜業、12時間を超える労働を禁止 →製糸業に14時間、紡績業に期限付きで深夜業を認める ③15人未満の工場には適用されず ④資本家の反対により施行は1916年〔大隈重信②内閣〕								